

賑わい創出店舗運営事業者選考委員会の選考結果

1 選考方法

一次書類選考通過者を対象に、二次審査（プレゼンテーションおよびヒアリング）を実施し、賑わい創出店舗運営事業者選考委員会において、事前に定めた審査基準により総合評価を行い、運営事業候補者を選定しました。

2 選考の経緯

- (1) 募集公告 令和7年7月18日（金）
- (2) 応募書類提出期限 令和7年8月8日（金）
- (3) 応募書類提出者 3者
- (4) 一次書類選考 令和7年8月14日（水）
- (5) 一次書類選考通過者 3者
- (6) 二次選考 令和7年8月22日（金）
 プレゼンテーション、ヒアリング、総合審査
- (7) 審査委員 5人（学識経験者、地元代表者、行政職員等）

3 選考結果

有限会社四ツ屋食堂（坂井市丸岡町本町2丁目36番地1）

事業者名	得点
（配点）	／500
有限会社四ツ屋食堂	360
B社	276
C社	340

4 選考委員会講評

運営事業の対象となる賑わい創出店舗は、「丸岡城周辺整備基本計画」に基づく丸岡城周辺の賑わい創出や観光客の周遊滞在環境の向上、特に丸岡城の西側への誘客促進のための店舗として整備するものです。

今回の運営事業者の選考にあたっては、丸岡在来種のソバを使用し手打ちそばの提供を中心

に、賑わい創出に貢献できる事業内容となっているか、また、その事業を継続して実施できる運営体制となっているかが審査のポイントとなりました。

二次審査ではその運営内容について、プレゼンテーションを実施し、店舗運営に対する熱意や事業計画の実現性、持続可能性などの観点から各提案事業者を採点のうえ、運営候補者を決定することとしました。

運営候補者となった有限会社四ツ屋食堂は、安定した経営状況や実現性の高い収支計画に基づき、そば店としてのコンセプトを明確にしたオリジナル性の高い手打ちそばの提供により、丸岡城西側への誘客を高めようという意欲が高く評価されました。加えて、食育への協力やそば打ちボランティアなど、賑わい創出のみならず地域貢献への熱意が感じられたのも好印象でした。

一方、次点のC社ですが、これまでの実績から賑わい創出店舗での安定した運営が見込めるものの、そば店という観点でのコンセプトが運営候補者より劣っていたため、点差が開くこととなりました。

今回、選考された事業者に対しましては、丸岡城を中心とした賑わい創出に対する熱い思いを持ち続けていただくことをお願いするとともに、丸岡在来種のソバを使用した質の高い手打ちそばの提供により、観光客や市民が常に足を運びたくなる店舗としてこれから大きく成長していくことを期待し、選考の講評とします。

賑わい創出店舗運営事業者選考委員会 委員長